

文化の森からのお知らせ

問 文化の森 28・1110

■暮らしカル道具展09

かつて実際に使われていた道具を通し、人々が培った知恵を知ります。

◇と き

1月10日(土)～3月22日(日)

◇観覧料 無 料

■四季を食べる講座

「手作りみそとみそ料理」

みそ作りの“ミソ”をこっそり伝承。

◇と き 2月3日(火)

午前10時～午後1時

※開始時刻30分前より受け付け

◇定 員 20人

◇参加料 200円

「ひきずり」

さあて、何をひきずっちゃうの。

◇と き 2月15日(日)

午前10時～午後1時

※開始時刻30分前より受け付け

◇定 員 20人

◇参加料 200円

※どちらの講座もエプロン・三角きんをお持ちください

■第82回 森の朗読会

みのかも「声のドラマ」の会による朗読です。

◇と き 2月21日(土)

午後2時～3時

◇定 員 120人

◇参加料 無 料

■くらし体験講座

「まゆびなづくり」

色とりどりに染めたまゆで、おひなさまを作ります。

◇と き 2月21日(土)

午後1時～3時

◇定 員 30人

◇参加料 500円

◇申込み 1月24日(土)

～2月8日(日)必着

※はさみ・かまぼこ板をお持ちください

■アートな1日講座

「張り子に絵付」

張り子のまねき猫に絵付します。

◇と き 2月22日(日)

午後1時～4時

※開始時刻30分前より受け付け

◇定 員 20人

◇参加料 500円

■特別講座

「がんどうち」

ひな菓子を作ったら、お菓子集めにGO!

◇と き 2月28日(土)

午前10時～正午

◇定 員 親子15組

◇参加料 500円

◇申込み 1月31日(土)

～2月14日(土)必着

※エプロン・三角きんをお持ちください

《事前申込み》

直接またははがき(必着)に、住所・氏名・電話番号・講座名を記入の上、文化の森(〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3299-1)へ

※電話・FAX・メールによる受け付けは行いません
※申し込み多数の場合は抽選となります

※定員に余裕のある場合に限り、講座当日先着順に受け付けしますので事前にお問い合わせください

事前
申込み事前
申込み市原悦子トークショー
～私の選んだ女優の道～

演技派で個性派女優の市原悦子さんが女優を志望したきっかけなど、これまで歩んだ女優人生を振り返ります。

◇と き 3月8日(日)

午後2時開演(午後1時30分開場)

◇ところ 文化会館

◇入場料

大 人 1,800円(当日2,000円)

高校生以下 500円

※市内の小・中学生無料

※全席指定

※未就学児入場不可

※チケットは、1月24日(土)から、文化会館・文化の森・中央公民館・各連絡所(太田連絡所を除く)・アピタ美濃加茂店などで販売します

問 文化会館 25・1108

介護保険の
要介護認定者に関する
確定申告

◇障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人(寝たきりや認知症などで介護が必要な人)は、「障害者控除」の対象になる場合がありますので、保険課で「障害者控除対象者認定書」(以下、認定書)の交付の申請をしてください。

・認定書発行の要件

①平成20年12月31日をまたぐ要介護認定期間保有者であること

②要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※障害者手帳(3～6級)の交付を受けている人でも、特別障害者に準ずると認定される場合があります

◇おむつ代の医療費控除

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。確定申告をする場合、1年目は領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、連続した2年目以降は、領収書と「市の確認書」のみで認められる場合がありますので、保険課で交付の申請をしてください。

・確認書発行の要件

①確定申告をする人が前年と同じであること

②前年に医師の「おむつ使用証明書」または「市の確認書」を使用して申告していること

③要介護認定において、平成20年中に記載された主治医意見書があること

④要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、保険課窓口にあります

問 保険課 内線319

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人へ

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている人のうち、税源移譲により所得税額が減少したために所得税から控除しきれなかった額がある人は、市に申告することで、翌年度の市・県民税から控除を受けることができます。

※申告は毎年必要となります

◇対象となる人

・平成11年から平成18年末までに入居された人
・平成20年分の所得税が住宅ローン控除により全額税額控除され(所得税の納付額が0円)、なお住宅ローン控除の残額がある人

※平成19年以降に入居した人については、所得税で控除を受けることが出来るため適用がありません。ただし、平成19年・20年中に入居した人は所得税での住宅ローン控除において、控除率を引き下げて控除期間を15年に延長する方式が選択できるようになりました。

※詳しくは、関税務署(0575・22・2233)へ

◇対象期間 平成20年度分から28年度分まで

※入居した時期により適用期間が異なります

◇申告期限 3月16日(月)

◇申告場所および提出書類

	申告場所	提出書類など
確定申告をしない人 (給与収入のみで、年末調整が済んでいる人)	税務課	・住宅借入金等特別控除申告書 ・源泉徴収票(原本) ・認印
確定申告をする人	文化会館 (2月16日～3月16日) または関税務署	・住宅借入金等特別控除申告書 ・確定申告書 ・認印

※申告書は、税務課窓口および市ホームページからダウンロードできます

問 税務課 内線214

ふれあいホールで 楽しく、健康的に

参加料
無 料

問 社会福祉協議会 28・6111

高齢者の健康促進を目的に、楽しい教室を開催しています。

◇ところ 総合福祉会館 ◇対 象 市内在住の60歳以上の人 ※いずれも午後1時30分～2時30分

■いきいき椅子体操

いすに座ったまま体を動かし、体力に自信のない人でも筋力アップできます。

とき
2/3
(火)

■音楽の広場

歌を歌ったり楽器を演奏したりして、音のある楽しい時間を過ごします。

とき
2/19
(木)

■ヨガ教室

呼吸に合わせてゆっくり体を動かし、心と体をリラックスさせます。

とき
2/23
(月)

■太極拳教室

呼吸に合わせて緩やかに動くことで、足腰を鍛えバランス感覚を養います。

とき
2/25
(水)